



「うまく積み上げられるかな」

10月2日～7日に行われた2016弟子屈町木育週間での1コマです。町林業多目的センターに用意されたのは、たくさん
の木製のおもちゃや木に関する絵本など。訪れた子どもたちは夢中で遊び、木とのふれあいを楽しみました。
(関連記事21ページ)

Public relations magazine

2016.11 No.747

てしかが

主な内容

- 障害者手帳などで受けられるサービス…②
- ご存じですか 放課後児童クラブ…⑥
- 乳児養育支援事業のご案内…⑦
- 協力隊通信…⑧
- ご利用ください 空き家バンク・人財バンク…⑧
- 町税などの納期限/夜間納税窓口開設…⑯

むかしむか史 (313)

てしかが歴史写真館¹⁸⁷



摩周湖での透明度調査 手にしているのが透明度板

シンプルな高感度センサー

「霧」と並んで摩周湖の代名詞を担うキーワードが「透明度」です。1931(昭和6)年に記録された41.6メートルは、現在までに破られていない湖沼透明度の世界記録です。

水の清濁を示す指標を測定する使用器具と方法は、とても簡単。ロープにつないだ直径30センチほどの白い円盤を水中に沈めるだけです。まず、見えなくなった深さを記録します。その後、引き上げて再び見えた深さを記録し、その中間の値が透明度となります。考案されてから150年以上経つこの透明度板は、誰でも扱うことができ、誤差が少ないという利点があります。

流出入河川がなく、非常に険しい崖に囲まれているという自然環境に加え、国立公園の特別保護区域のため立ち入りが厳しく制限されている、人工物がないことにより、周辺からの人為的汚染を受けにくく、もし影響を受けたとしても小さな変化を見つけやすい湖とされます。透明度は湖内の生物や微小な浮遊粒子、気象条件でも変化するとみられていますが、温度変動に伴う湖水の循環メカニズムも解き明かされつつあります。

肉眼では見えない対象物の収集・分析を行うために、機器は次々と精度を上げ、わずかな測定値をデジタル表示します。それらはいずれも、透明度が告げるメッセージを読み取るための1つのツールとなります。100年にわたり、定期的に続けられてきた調査研究結果は、地球規模の環境変化を監視する役割も担ってきました。

観光地として訪れた人たちを魅了する摩周湖の、もう一つの横顔です。

てしかが郷土研究会(斎藤)

2016.11 てしかが

毎月1回発行 発行/弟子屈町 編集/まちづくり政策課 ☎482-2913 ☎482-2696 〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号 URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>

R100 この広報紙には再生紙を使っています

障害者手帳などで受けられるサービス

障がい者の方々の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。ここでは、障害者手帳などを所持していることで受けられる主なサービスを項目ごとに紹介します。

身体障害者手帳とは

次のような障がいにより、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける方に対して、身体障害者福祉法に基づき北海道知事が交付します。手続きは役場福祉こども課または役場支所でできます。

この手帳に記載される1級から6級までの等級は、医師の診断書などにより区分された等級であり、手帳の交付を受けることにより税金の減免措置などが受けられます。また「第1種」と「第2種」に分類され、JRなど交通機関の利用時の介護者割引などの適用を分別する目安となります。

▶対象となる障がい

- ①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい
- ④肢体不自由 ⑤内部機能の障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓)

療育手帳とは

知的障がいがあると判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくすることを目的とした制度です。障がいの程度については、重度の場合は「A」その他の場合は「B」と区分されます。



⑧後期高齢者医療(役場健康推進課健康保険係☎482-2935(課直通))

- 65歳以上で身体障害者手帳1～3級、および4級の一部の方、療育手帳A判定の方、および前記と同程度以上と認められる方は、後期高齢者医療制度による医療の受給が受けられますので、上記へ申請してください。

⑨育成医療 ⑩更生医療(自立支援医療)の給付(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 18歳未満の身体障害者手帳1～6級の方、18歳以上の身体障害者手帳1～6級の方は、障がいを軽減または改善する特定の医療について、医療保険の本人負担分が給付されますので、上記へ申請してください。

※原則、医療費の自己負担額は1割となります。なお、所得の状況に応じて、自己負担の上限額が決定されます。

【手当・年金・給付】

区分	障がいの程度		身体障がい者 障がい程度																療育手帳		所得制限												
	種別	等級	視覚障がい						聴覚平衡機能障がい						音声				肢体不自由上下肢・体幹						内部障がい				A		B		
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5		6	1	2	3	4	最重	重度	中度	軽度			
手当・年金	①特別児童扶養手当	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	○	○	△	△	有				
	②児童扶養手当	○	○					○	○							○	○					○	△			○	○			有			
	③障害児福祉手当	○	△					△								○	△					○	△			○				有			
	④特別障害者手当	△	△					△								△	△					△	△			△				有			
	⑤障害基礎年金	○	○	○					○	○					○	○	○	○					○	○	○	○	○	△	△	有			
	⑥障害厚生年金	○	○	○					○	○					○	○	○	○					○	○			○	○			有		
	⑦家族介護用品の支給	○	○					○								○	○					○	○			○	○			有			
税金	⑧補装具費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					有				
	⑨日常生活用具給付(地域生活援助事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					有				
	⑩在宅福祉機器貸与	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△					有				

①特別児童扶養手当(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 20歳未満の心身障がい児を養育している保護者の方に対し、障がいの程度により1級、2級に区分され、年3回に分けて手当が支給されますので、上記へ申請してください。一定以上の所得がある場合は支給されません。

②児童扶養手当(役場福祉こども課児童福祉係☎482-2921(課直通))

- 障がいのある20歳未満の児童を監護している母、当該児童を監護し生計を同じくしている父、父母以外で当該児童を養育している方に対し、年3回に分けて手当が支給されますので、上記へ申請してください。
 ※第1子の場合／全部支給：42,330円、一部支給：9,990～42,320円(所得に応じて10円刻みで算定されます)
 第2子の場合／10,000円 第3子および第3子以降の場合／6,000円
 ※公的年金を受給している方は支給額が制限される場合があります。一定以上の所得がある場合は支給されません。

③障害児福祉手当 ④特別障害者手当(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 20歳未満で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする方に対し、年4回に分けて月額26,830円が支給されますので、上記へ申請してください。施設に入所している場合や、病院などに3カ月を超えて入院した場合、本人・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

⑤障害基礎年金(役場環境生活課町民係☎482-2934(課直通))

- 国民年金に加入している間に障がい者となった方、20歳以前に障がい者となった方で他の年金を受給していない方に対し、障害年金法による等級1級は975,125円、2級は780,100円(それぞれ年額)が支給されますので、上記へ申請してください。子どもを扶養している場合は、さらに第1・2子に224,500円、第3子以降に74,800円(それぞれ年額)が加算されます。

⑥障害厚生年金(各年金取扱事務所)

- 厚生年金などに加入している間に障がい者となった方で、一定期間以上保険料を納めている方に対して年金が支給されますので、上記へ申請してください。各種年金によって金額などが異なりますので、必ず加入保険先へお問い合わせください。

※⑤・⑥は、20歳前に受給する場合は、所得の状況により支給停止などがあります。

⑦家族介護用品の支給(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 町内在住で住民税が非課税の方のみの世帯(5ページの下表参照)に属する身体障害者手帳1・2級で65歳未満の方や療育手帳A判定の方を日常的に介護している家族に対し、年間75,000円を限度とした給付券(町内の薬局でのみ使用可能)を交付します。

⑧補装具費助成(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 身体障害者手帳1～6級の方に対し、義手・義足・装具・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子などの補装具費用を助成しますので、上記へ申請してください。
 ※原則、費用の1割はご本人の負担となります。所得状況に応じて負担上限額が決定されます。治療材料費は該当になりませんので、ご注意ください。

⑨日常生活用具給付(地域生活支援事業)(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 身体障がい者(児)の方に対し、日常生活用具(特殊寝台・入浴補助用具・歩行支援用具・ストマ用具など)を給付しますので、上記へ申請してください。

※自己負担はありませんが、各用具に基準額を設定しています。超過した場合、超過分は自己負担となります。

⑩在宅福祉機器貸与(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 身体障害者手帳1～6級で前年分の所得税が非課税の世帯の方に対し、障がいの状態に応じて特殊寝台・車椅子・マットレスを貸与します。年1回、更新手続きが必要です。

【税金・医療】

○:対象 △:一部対象 空欄:対象外

区分	障がいの程度		身体障がい者 障がい程度																療育手帳		所得制限												
	種別	等級	視覚障がい						聴覚平衡機能障がい						音声				肢体不自由上下肢・体幹						内部障がい				A		B		
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5		6	1	2	3	4	最重	重度	中度	軽度			
税金	①所得税・住民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無		
	②自動車税	○	○	○	△			△	○		△			△		○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	③自動車取得税	○	○	○	△			△	○		△			△		○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	④軽自動車税	○	○	○	△			△	○		△			△		○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	⑤個人事業税	○	○																													無	
	⑥相続税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無
医療	⑦重度心身障害者医療費助成	○	○					○								○	○					○	○			○	○			有			
	⑧後期高齢者医療	○	○	○					○	○					○	○	○	○					○	○	○	○	○	○			無		
	⑨育成医療(18歳未満)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					無		
	⑩更生医療(18歳以上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					無	

①所得税・住民税の軽減措置(釧路税務署☎0154④5100/役場税務課課税係☎482-2914(課直通))

- ◇身体障害者手帳1・2級の方／特別障害者控除が受けられ、税額が軽減されますので、上記へ申告してください。(原則、それぞれ所得額から所得税については40万円、住民税については30万円が差し引かれます)

- ◇身体障害者3～6級の方・療育手帳B判定の方／障害者控除が受けられ、税額が軽減されますので、上記へ申告してください。(原則、それぞれ所得額から所得税については27万円、住民税については26万円が差し引かれます)

- 障害者手帳を新規に交付された所得者の方が上記の軽減措置を受けるには
 ☆給与所得者→毎年、年末調整の際(12月)に勤務先の担当者に申告してください。
 ☆自己申告者→毎年、確定申告の際(2月中旬～3月中旬)に上記へ申告してください。
- 既に障害者手帳を持っている未申告者の方が上記の軽減措置を受けるには
 ☆上記へ随時申告してください。なお、翌年からは、上記のとおり申告してください。

②自動車税 ③自動車取得税 ④軽自動車税の軽減措置

(釧路総合振興局課税課自動車税係☎0154④9164/役場税務課課税係☎482-2914(課直通))

- 本人または障がい者(児)と生計を同じくしている方が運転し、その障がい者(児)の用に供する自動車に係る税が、障がいの程度により免除されますので、上記へ申告してください。

⑤個人事業税の軽減措置(釧路総合振興局課税課事業税係☎0154④9161)

- 視覚障がい1・2級の方が行う、あんま・はりなどの医業に関する事業税が非課税となり、税がかからなくなります。また、障がい者の方で、事業主控除(所得から差し引かれる額)をする前の事業所得の合計金額が310万円以下の場合、事業税額が7,500円(事業税額が7,500円以下のときは全額)減免されますので、上記へ申告してください。

⑥相続税の軽減措置(釧路税務署☎0154④5100)

- 相続人が障がい者の場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円の控除(身体障害者手帳1・2級は20万円)が障害者控除として所得から差し引かれ、相続税額から差し引かれますので、上記へ申告してください。

⑦重度心身障害者医療費の助成(役場健康推進課健康保険係☎482-2935(課直通))

- 身体障害者手帳1・2級の方、3級の内部障がいの方、療育手帳A判定の方については、医療費の自己負担分を助成しますので、上記へ申請してください。ただし、ある一定の年収以上の方は対象から除外される「所得制限」があり、その所得の状況に応じて助成額に変動がありますのでご注意ください。

【その他・在宅サービス】

区分	障がいの程度 種別 等級	身体障がい者 障がい程度																療育手帳				所得制限								
		視覚障がい						聴覚平衡機能障がい						音声				肢体不自由上下肢・体幹					内部障がい				A		B	
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1		2	3	4	最重	重度	中度	軽度	
その他	①NHK放送受信料免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	
	②心身障害者扶養共済年金支給	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○			○	○	○	○	無	
	③水道料助成	○	○					○							○	○					○	○			○	○			無	
	④携帯電話割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	⑤公営住宅優先入居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	
在宅サービス	⑥緊急通報システム	○	○					○							○	○					○	○							無	
	⑦除雪援助	○	○					○							○	○	○				○	○							無	
	⑧入浴サービス	○	○					○							○	○					○	○							無	
	⑨移送サービス														○	○	○												無	

- ①NHK放送受信料免除(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 身体障害者(児)手帳をお持ちの方がいる、住民税が非課税の方のみの世帯(下の表参照)は、NHK放送受信料が全額免除となります。また、視覚・聴覚障がいや、重度の障害者手帳をお持ちの世帯主は、NHK放送受信料が半額免除となります。身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主で契約者の場合も半額となります。
 - ※放送受信料の免除を受ける方は、上記へ申請してください。
- ②心身障害者扶養共済年金の支給(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 知的障がい・身体障がい(手帳1～3級)がある方を扶養している65歳未満の保護者の方が共済に加入すると、保護者が死亡したり、重度障害になったときに、残された障がい者の方に終身一定額の年金(月額20,000円)を支給しますので、上記へ申請してください。
- ③水道料金助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 身体障害者手帳1・2級の方や療育手帳A判定の方がいる世帯に対し、月額300円(年間3,600円)をまとめて年1回交付しています。
- ④携帯電話料金割引(各携帯電話事業者)**
 - 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方に対し、携帯電話の基本料や通話料などの割引があります。
 - ※各電話会社や契約プランにより割引の内容が異なりますので、直接、ご契約の事業者へお問い合わせください。
- ⑤公営住宅優先入居の資格(役場建設課管理係 ☎482-2941 (課直通))**
 - 住宅の確保にお困りの身体障害者手帳1～6級の方、療育手帳A・B判定の方とその家族については、公営住宅へ優先的に選考しています。
 - ※一定の額以上の所得がある方は対象外となります。
- ⑥緊急通報システムの設置(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 町内在住の身体障害者手帳1・2級の一人暮らしの方で、移動能力・内部障がいがある方に対し、緊急通報装置付き電話機の貸与により、緊急事態が発生した場合の救急車や消防隊員の出動などに対応していますので、上記へ申請してください。
 - ※装置の設置は無料ですが、通話料は利用者の方の実費負担となります。
- ⑦除雪の援助(弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-2054)**
 - 町内在住の方で、身体障害者手帳1・2級、肢体不自由3級で自力での除雪が困難な方については、玄関前など日常生活上必要最小限の範囲の除排雪を行いますので、上記へご連絡ください。(利用者負担はありません)
- ⑧入浴サービス(弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-2054)**
 - 町内在住の方で、家庭での入浴が困難で常時の介護を要する身体障害者手帳1・2級の方は、週1回を基準に特別養護老人ホーム摩周の特殊浴槽を利用して入浴を行うことができますので、上記へお問い合わせください。(利用者負担はありません)
- ⑨移送サービス(弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-2054)**
 - 町内在住の肢体不自由による身体障害者手帳1～3級の方で、身体的な事由などにより通常の乗用車や公共交通機関の利用が難しく、移動手段の確保にお困りの方を、リフト付き車輛などで通院などの外出先へ送迎しますので、上記へお問い合わせください。(利用者負担はありません)

住民税が非課税となる収入金額の目安

【身体障害者手帳などをお持ちの方の平成27年中の収入】

	給与収入のみ	年金収入のみ	
		65歳未満	65歳以上
金額	2,040,000円	2,160,000円	2,450,000円

※非課税世帯とは、その世帯員全員が非課税の世帯です。
あくまで参考の金額ですので、必ずお問い合わせください。

【身体障害者手帳などをお持ちでない方の平成27年中の収入】

扶養人数	給与収入のみ	年金収入のみ	
		65歳未満	65歳以上
0人	930,000円	980,000円	1,480,000円
1人	1,380,000円	1,430,000円	1,930,000円
2人	1,660,000円	1,710,000円	2,210,000円
3人	1,940,000円	1,990,000円	2,490,000円

【交通費・交通機関】

区分	障がいの程度 種別 等級	身体障がい者 障がい程度																療育手帳				所得制限								
		視覚障がい						聴覚平衡機能障がい						音声				肢体不自由上下肢・体幹					内部障がい				A		B	
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1		2	3	4	最重	重度	中度	軽度	
交通費・交通機関	①日本旅客鉄道(株)運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	②航空運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			無	
	③バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	④タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	⑤重度心身障害者等交通費助成	○	○					○							○	○					○	○			○	○			無	
	⑥有料道路通行料金割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			無	
	⑦特定疾患等患者通院交通費助成																				○	○	○						有	
	⑧心身障害者(児)帰省等交通費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	
	⑨駐車可標章交付	○	○												△	△					○	○	△	△	○	○	○	○	無	
	⑩自動車改造費助成																				○	○							有	

- ①日本旅客鉄道(株)運賃割引(各JR駅、摩周駅 ☎482-2030)**
 - 第1種身体障害者(児)と第1種知的障害者(児)の方、それぞれ介護人1人に対し、介護人がいる場合は、急行券・乗車券が半額となります。また、単独での乗車は距離100kmを超えることが条件となります。
 - 第2種身体障害者(児)と第2種知的障害者(児)の方は、100kmを超える乗車券のみ半額となります。
 - ※切符購入の際に割引を受けるためには、窓口で身体障害者手帳などの呈示が必須となりますので、ご注意ください。
- ②航空運賃割引(各航空各社)**
 - 満12歳以上の第1種身体障害者(児)の方と介護人1人、満12歳以上の第1種知的障害者(児)の方と介護人1人、満12歳以上の第2種知的障害者(児)の方に対し、各種の割引が行われます。各航空運送事業者や路線により、割引率や条件が異なりますので、事前に運行事業者へご確認ください。(国内線のみ適用)
 - ※航空運賃の割引などについては、航空券購入時に窓口で手帳を呈示することが必須となります。
- ③バス運賃割引(各バス会社、阿寒バス ☎486-7716)**
 - 第1種身体障害者(児)の方と第1種知的障害者(児)の方、それぞれ介護人1人に対し、乗車運賃が半額(端数5円未満切り上げ)となります。
 - 第2種身体障害者(児)の方と第2種知的障害者(児)の方は、本人の乗車運賃が半額(端数5円未満切り上げ)となります。
 - ※バス運賃の割引については、バスに乗車する際に身体障害者手帳などの呈示が必須となります。
- ④タクシー運賃割引(各タクシー会社、(株)摩周ハイヤー ☎482-2485)**
 - 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、タクシー運賃が1割引きとなります。
 - ※タクシー乗車時に手帳の呈示が必須となります。
- ⑤重度心身障害者等交通費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対し、交通費補助券が年間6,000円分交付されますので、上記へ申請してください。
 - (阿寒バス(株)、摩周ハイヤー、町内のガソリンスタンドで使用可能です)
- ⑥有料道路通行料金割引(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら自動車を運転する場合や、重度の身体・知的障がいの方が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合は、有料道路の通行料金が半額となります。
 - ※役場で証明を受けた手帳の呈示が必須となります。
- ⑦特定疾患等患者通院交通費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 特定疾患などと診断された医療を受けている方や、腎臓機能障がいにより人工透析を受けている方で、町外(道内)の医療機関へ通院している方に対し、通院交通費の一部を助成していますので、上記へ申請してください。
 - ※所得の状況に応じて助成額に変動があります。
- ⑧心身障害者帰省等交通費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 遠方の障害者支援施設などに入所している障がい者の方などと付き添いの保護者1人に対し、一時帰省・施設の訪問などに要する旅費を年4回に限り助成していますので、上記へ申請してください。
 - ※鉄道路程で自宅から100km以上先にある施設との間の旅費に限ります。
- ⑨駐車可標章交付(弟子屈警察署 ☎482-2110)**
 - 障がい者の方本人、または生計を同じくしている方が運転する自動車は、公安委員会が指定した駐車禁止指定場所への駐車が可能となりますので、上記へ申請してください。法定禁止場所は除かれますのでご注意ください。
 - ※視覚障がい2級まで、平衡機能5級まで、内部3級まで、下肢体幹5級まで(上肢自ら手を使わず足で操縦)が対象となります。
- ⑩自動車改造費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通))**
 - 肢体不自由による身体障害者手帳1・2級の方本人が運転する自動車に対し、その身体状況に合わせた車両の改造を行う費用を10万円を上限に助成していますので、上記へ申請してください。
 - ※本人の所得の額により、助成の制限があります。

あなたの子育て応援します！

乳児養育支援事業のご案内

- 子育て中のご家庭の経済的負担の軽減を目的に、町内に住所を有する方に対し「乳児養育支援事業」を実施しています。
- ▶紙おむつ・粉ミルク共通助成券／乳児(1歳未満のお子さん)の保護者の方に、お子さんの出生・転入時に、町内指定取扱店で購入できる共通助成券20,000円分を交付します。
 - ▶乳児養育手当／乳児(1歳未満のお子さん)の保護者の方に、養育費の助成として月額3,000～5,000円を支給します。

	紙おむつ・粉ミルク共通助成券	乳児養育手当
条 件	乳児(1歳未満のお子さん)・保護者共に町内に住所があり、乳児と同居して養育している方が対象となります。	
内 容	町内の指定取扱店で、紙おむつ・粉ミルクが購入できる共通助成券を交付します。お子さんの出生・転入時に申請すると、窓口で交付されます。	養育費を年3回、指定口座へ振り込みます。
助成額	乳児1人に対し20,000円分の助成券	第1子3,000円・第2子4,000円・第3子以降5,000円(月額) 出生月の翌月分から1年間

助成を希望される方で手続きがお済みでない方は、役場福祉子ども課に印鑑をご持参の上、申請してください。
※通常、出生届などで来庁された際に手続きをしています。

問い合わせ先／役場福祉子ども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

冬期間の暖房費を助成します

弟子屈町福祉灯油等購入助成事業のご案内

高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する低所得者世帯に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的に、冬期間の暖房費を助成する「福祉灯油等購入助成事業」を実施します。
助成対象は、町内の業者から購入した暖房燃料に限ります。

- 助成の対象
- 11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。
- 高齢者世帯……11月1日時点で、70歳以上の方のみの世帯(70歳以上の方と18歳以下の児童のみの世帯も含む)
 - 障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯
身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
 - ひとり親世帯…18歳未満の児童とその父、または母のいずれか一方によってのみ構成されている世帯
- 対象とならない場合
- 施設入所している方だけの世帯
 - 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
 - 住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
 - 生活保護を受けている世帯
- ※要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- 助成の内容
- 町内の契約業者で灯油などを購入できる「福祉灯油等購入券」(灯油20リットル分×5回分)を交付します。
石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、11月1日現在での町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成します。
- 申請方法
- 申請は11月1日(火)から平成29年1月31日(火)まで受け付けします。
助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場福祉子ども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

- 申請・問い合わせ先
- 役場福祉子ども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
 - 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

ご存じですか 放課後児童クラブ

地域の皆さんに支えられています

ブロックのプレゼントに お礼の手紙を書きました



みはらしクラブの子どもたち

下校後に保護者の方が家にいない児童が対象
放課後児童クラブは、放課後、仕事などで保護者の方が家にいないご家庭の小学生を対象に設置されています。子どもたちの安全を確保するとともに、「遊び」や「生活」を通じた健全育成が目的です。

町内には現在「みはらしクラブ」「げんきクラブ」「風の子クラブ」「わんぱくクラブ」の4つの放課後児童クラブを設置。それぞれに放課後児童支援員がいて、子どもたちを見守っています。利用者数は4クラブを合わせて、現在141人。クラブでは、宿題をしたり、おやつを食べたり、子ども同士で思い思いの遊びをするなどして過ごしています。集団生活を通して人

間関係や社会のルールに触れるほか、学習時間や、おやつ準備当番など、集団生活での規律も学んでいます。

クラブを利用するには申請と登録が必要です

放課後児童クラブを利用するには「児童クラブ入会申請書」を提出し、いずれかのクラブに登録されることが必要です。登録されていないお子さんは、利用することができません。

また、申請時の添付書類として、お父さんやお母さんの「雇用証明書」が必要で、詳しくは、お問い合わせください。

□問い合わせ先／役場福祉子ども課子育て推進係 ☎ 4 8 2・5 6 6 7 まで。

- 【放課後児童クラブ】
- みはらしクラブ 高栄4丁目6番1号(みはらし台こども館) ☎ 4 8 2 - 3 1 7 6
 - げんきクラブ 中央3丁目11番25号(東部こども館) ☎ 4 8 2 - 3 9 4 4
 - 風の子クラブ 鈴蘭4丁目7番11号(すずらんこども館) ☎ 4 8 2 - 3 9 4 3
 - 川湯わんぱくクラブ 川湯温泉4丁目15番5号(川湯青少年会館) ☎ 4 8 3 - 2 7 2 0
- 【保育を行う人】 放課後児童支援員
- 【利用時間】 平日／学校終了後～18時 土曜日・夏休み・冬休み・春休み・平日の学校休業日／8時～18時
- 【利用料】 無料(ただし、各クラブごとに保護者会で決めた保護者会費が月500円程度必要)

Jアラート全国一斉情報伝達訓練を行います

防災ワンポイントコーナー

平成28年度全国瞬時警報システム(Jアラート)による全国一斉情報伝達訓練が行われます。
今年は、8月23日に予定していた弟子屈町総合防災訓練が台風11号、9号、10号の影響で中止となったため、Jアラートの鳴動確認訓練を行っていません。
そのため、消防庁が実施する全国一斉情報伝達訓練に合わせて、本町でも同訓練を行うこととしました。詳細は次のとおりです。

- ▶日時／11月29日(火) 11時ころ
- ▶実施要領／消防の放送設備(スピーカー)と役場庁舎内の館内放送を通じて、次のように音声流れます。
上り4音チャイム音～「これはテストです」(3回)～「こちらは弟子屈町です」～下り4音チャイム音

◀消防のスピーカー設置場所▶

弟子屈消防署、川湯消防支署、川湯消防団川湯駅前詰所、弟子屈消防団美留和詰所、弟子屈消防団屈斜路詰所、泉ふれあいセンター、社会老人福祉センター、弟子屈町商工会

※今回は情報伝達のための訓練となりますので、避難など特別な対応は必要ありません。ただし、ミサイル着弾や震度5強以上の地震、火山噴火など、実際に大規模な災害などが発生した際には、今回のテストのように消防のスピーカーを通じて放送されますので、ご承知ください。

問い合わせ先／役場総務課防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

「早寝早起きあざこはん」という言葉を聞いたことはありませんか？国が推奨している、子どもたちが健やかに成長していくために食事などの生活リズムを整えましょうという運動ですが「朝に食事をとる」ということは、子どもだけではなく大人にも良い効果があるのをご存じでしょうか。

私たちは「生体リズム」といわれる体内時計を持っています。朝食には体内時計をリセットするだけではなく、さまざまなホルモンのバランスを整えるなどの効果があるといわれ、朝食を食べないと生体リズムの乱れにつながります。

朝食をとると、体にとって良い効果がたくさんあります。

- 生体リズムが整う。
- 夜間に失われたエネルギーを補給でき、脳が活性化して集中力や学習能力が高まる。
- 昼夜でまとめ食いにならないので、インスリンを節約でき、肥満になりにくい。

肝機能などにおいて正常値を保ちやすい、など。

朝食を欠食し生体リズムが乱れると、筋肉量や体力、代謝量などが低下しやすく肥満になりやすい、コレステロール値が高くなりやす

いなど、さまざまな影響が出ます。また、朝食を食べていても、パンだけ、おにぎりだけなどの軽い内容で、夕食はたくさん食べるという習慣でも、朝型ではなく夜型のリズムになり体内時計が狂いやすいといわれています。

町では、健康増進計画・食育推進計画の「元気でしかが計画(二次)」を推進しています。昨年度、朝食を欠食する町民の方は、成人では1割程度しかないのですが、小学生では19.2%、中学生26.8%と、子ども世代で食べない方が増えている現状です。

子どもの朝食欠食問題は、本町だけではなく全国的なものです。昨年度、6歳未満のお子さんがいる世帯を対象に行われた国の調査で「朝食の摂取習慣がある家庭」では、毎日食べる子が95.4%いるのに対し「摂取習慣のない家庭」では、毎日食べる子が8割を下回るという結果になりました。

朝に食事をとることは、とても大切なことです。ご自分のためにも、お子さんなど家族のためにも、朝に食事をとる習慣を身につけましょう。

問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係 ☎482-2935 課直通(まで)。

メンタルヘルス講演会 第二弾を開催

- ▶日時/12月11日(日) 14時~16時
 - ▶場所/町公民館
 - ▶内容/「自分らしく過ごすために~お酒とこころの関係~」
 - ▶講師/釧路断酒会 会長 横田 國勝 氏
 - ▶参加料/無料
 - ▶事前申し込み/不要
- 広報てしかが10月号でもお知らせしていましたが、ご自身やご家族のお酒の飲み方が気になる方、ぜひ、ご参加ください。託児もありますので、ご希望の方は事前にご連絡ください。

健康講演会を開催します

- ▶日時/11月8日(火) 18時30分
 - ▶場所/社会老人福祉センター
 - ▶内容/「お口から始まる健康管理」
 - ▶講師/釧路労災病院 藤盛 真樹 氏
 - ▶参加料/無料
 - ▶事前申し込み/不要
- 歯の健康だけではなく、体の健康との意外な関係が分かります。ぜひ、ご参加ください。

皆さんの健康づくりと生きがいのある生活のため頑張ります

健康づくり推進委員が決まりました

健康づくり推進委員は、保健衛生の思想の普及と、皆さんの健康維持増進のお手伝いをしていて、2年ごとに更新となります。地域の保健衛生予防活動や各種研修会に積極的に参加し、町が行う健康診査や健康相談などの勧奨や周知を行います。

任期は10月1日から平成30年9月30日までの2年間です。

健康づくり推進委員の皆さん(敬称略)

自治会など	氏名	住所	自治会など	氏名	住所
1町内	金川 昭子	朝日1	摩周町	武蔵 百合子	鈴蘭3
2町内	佐藤 秀子	中央3	すずらん丘	福原 扶美子	鈴蘭5
あけぼの町	佐々木 百合子	中央3		笹島 久美	鈴蘭1
万翠町	斉藤 真由美	中央3	鎧別	秋吉 京子	鎧別
4町内	舘 昭子	中央2	仁多	黒野 朋子	弟子屈原野
5町内	菅原 昭江	中央1	札友内	松井 弘	札友内
湯元親交会	瀬野 千加子	中央1	南弟子屈	辻谷 俊枝	熊牛原野
7町内	相原 美貴子	高栄1	美留和	山下 清子	美留和
元町	山崎 ひろ子	高栄1	川湯駅前	松田 祐子	川湯駅前1
湯の島	浄土 美津子	湯の島2	川湯温泉まち	建部 和子	川湯温泉2
高台	塚本 節子	高栄2	川湯温泉第3	中家 和枝	川湯温泉2
見晴台	高砂 米子	高栄4	川湯敷島	横田 幸子	川湯温泉4
				酒井 繁子	川湯温泉4
美羅尾ヶ丘	伊藤 節子	美里4	川湯緑地区	石松 愛子	川湯温泉4
				辻谷 由起子	美里2
泉町	吉成 紀子	泉5	跡佐登	郷司 多美子	アトサヌプリ原野
				成澤 みよ子	泉3
				三塚 弥生	屈斜路
				石川 滋子	屈斜路
日の出	加納 和枝	泉1	屈斜路	生天目 トミ	奥春別
				野田 洋子	泉1
				奥春別	阪井 浩子
旭町	橋村 栄子	朝日3	原野	本間 里美	弟子屈原野
				下仁多	澁谷 秀子
鎧別温泉桜町	中村 ウメ子	桜丘2	原野摩周	有馬 紀恵	弟子屈原野

問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係 ☎482-2935 (課直通)

弟子屈中学校

町民参観日

11月12日(土) 10時40分~11時30分

町民の皆さんに、3時間目の授業を公開します。お誘い合わせの上、ご来校ください。

授業/道徳(全学級)
教室/1A・1B
2A・2B
3A・3B

問い合わせ先/弟子屈中学校 ☎482-2071

食品の放射性物質簡易検査を行っています

東日本大震災時の原発事故以降、食の安全性に対する懸念が高まっています。町では、独立行政法人国民生活センターから放射性物質検査機器の貸与を受け、町学校給食センターと町立保育園が1都16県で生産・加工・製造された食品を給食に使用する場合、検査を行っています。この検査機器については、皆さんが自家消費する食品についても簡易検査をすることができます。希望される方は、下記をご確認の上、お問い合わせください。

- ▶簡易検査対象品/町民の方が自家消費するための食品が対象です。ただし、次の食品は対象外とします。
 - 道内(本町を除く)で生産、製造・加工、採取などされたもの。
 - 国外で生産、製造・加工、採取などされたもの。
 - 原発事故以前に生産、製造・加工、採取などされたもの。
 - 飲料水、牛乳、乳児用食品。
 - その他、既に検査済みであるなど、検査することが適当でないと思われるもの。
- ▶注意事項
 - 問い合わせの際に、検査したい食品(以下、検体)の種類、量、検査希望日などについて、ご連絡ください。
 - 検体は、体積220ml以上(推奨/1,000ml)が必要です。
 - 検体は、お返しできません。
 - 検査には数時間かかりますので、後日、検査結果をご連絡します。

問い合わせ先/役場環境生活課生活係 ☎482-2934 (課直通)

今年も「おとくDEしょう品券」を販売します！

弟子屈町商工会では、5,000円で1,000円お得な6,000円分の商品券「おとくDEしょう品券」(500円券×12枚つづり)を販売します。多くの皆様のご利用をお待ちしています。

今年も「お楽しみ抽選会」を行います。利用済みのしょう品券綴り表紙に「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上、参加店か商工会にご持参ください。

**11/13
販売開始！**

▶販売日時・場所

●弟子屈地区(弟子屈町商工会事務所) 11月13日(日) 10時～17時/11月14日(月)～ 9時～19時

●川湯地区(弟子屈消防署川湯支署) 11月13日(日) 10時～15時/11月14日(月)～ 10時～15時

※完売した時点で販売終了となります。

▶使用期間/11月13日(日)～平成29年2月28日(火)

▶使用できるお店など/しょう品券取扱店(しょう品券と一緒に取扱店一覧表をお渡しします)

▶販売方法

●先着順で、1人20,000円分(4組)までとさせていただきます。

●購入時にお名前を記入していただきます。

●販売窓口いらした方にのみ販売します。(どなたかに頼まれたなどの分は販売しません)

ただし、次に該当する方のみ、代理購入ができます。(証明できる手帳などをお持ちください)

※要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5の方。

※障がいの等級が1級、2級の方。(心臓・腎臓のみに障がいがある方を除きます)

※療育手帳で障がいの程度が「A」判定の方。

※精神障害者保健福祉手帳で障がい等級が1級の方。

▶使用方法/しょう品券を使ってお買い物をする際は、商品券を切り離さず1冊のままお持ちになり、その場で切り取ってご使用ください。

70歳以上の方に先行販売を行います(先着順)

▶先行販売日時・場所/11月11日(金) 9時～17時・弟子屈町商工会事務所

▶購入方法/ご本人が、運転免許証または保険証をお持ちの上、商工会にいらしてください。

※代理購入ができる方は上記のとおりです。証明できる手帳などをお持ちください。

▶使用期間/11月13日(日)～平成29年2月28日(火)

問い合わせ先/弟子屈町商工会 ☎ 4 8 2 - 2 2 5 9

木育・森づくりフェアを開催します

子どもをはじめとする全ての方が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組み「木育」は北海道で生まれた言葉です。

「木育」を通じた道民の皆さんとの協働による森林づくりを進めるため、釧路管内の市町村が国や北海道などの関係機関と連携して、2016木育・森づくりフェアを開催します。

今年のテーマは「木とのふれあい」。会場内に「木の玉のプール」「積み木」などの木製遊具・おもちゃを設置するほか、北海道認定の木育マイスターによる「子どものための木育講座(お話と木工作)」、常時開催と時間別開催による木工作(木の葉のステンドグラス・タンチョウのオブジェ・マツボックリを利用したミニツリーなど)、釧路管内の木育活動や植樹活動を紹介するパネル展示などを行います。

▶日時/11月12日(土)・13日(日) 両日とも10時～16時

▶場所/イオンモール釧路昭和 1階 サンコート広場

▶入場料/無料

▶申し込み/不要。ただし、12日(土)の午後に2回行う「子どものための木育講座」は事前の予約が必要です。

予約・問い合わせ先/釧路総合振興局森林室 ☎ 0 1 5 3 ⑤ 2 1 6 5



昨年のフェアの様子

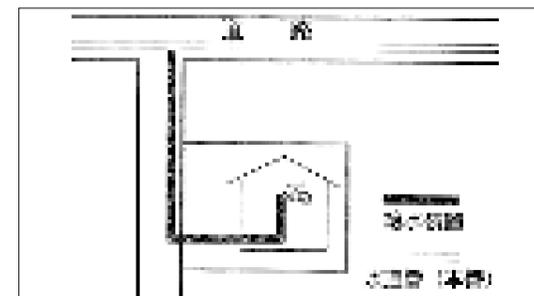
冬を 迎える 前に…



水道本管以外の修理は各戸負担となります

今年も冬将軍が近づいて来ています。冬場に長期間留守にしたり、外気温が氷点下になったりすると、水道が凍結しやすくなります。屋外や北側で日が当たらない場所、風当たりが強いところ、むき出しになっている水道管などは、特に凍結に注意が必要となります。

例年、漏水や凍結が発生するとお問い合わせがありますが、町が敷設した水道管(本管)から各家庭や事業所までの間(給水装置)で漏水や修繕が発生した場合は、各戸の負担となります。



水道工事は町指定の「指定給水装置工事事業者」で行ってください

ごく簡単な修理(例・パッキンの取り換え)など、給水装置の末端に設置されている部品の取り換え以外の水道の給水工事については「水道法」の規定により町長が指定した「指定給水装置工事事業者」以外ではできないこととなっています。

町で指定している給水工事が実施できる事業者は右の表のとおりですので、ご確認ください。

町では、水道料金算定のための検針時に、前月と比較して概ね2倍以上の使用水量があった場合、漏水調査に伺っています。調査により漏水の発生があった場合は、1カ月以内に漏水の修理を行っていただきます。

本管から給水装置(蛇口まで)の間で、破損などによる漏水が発生した場合、1カ月以内に修理を行わないときは、漏水による水道料金も含めてお支払いをしていただくことになります。

なお、修理期限についてですが、冬期間に家の外で漏水が発生し、地面の凍結などで工事ができない場合は、水道課から修理をしていただく期限をお知らせしますので、期限内に修理を行ってください。

また、各家庭などにおいて漏水を発見し、修理を水道業者に依頼された場合には、役場水道課にも必ず、ご連絡をお願いします。

弟子屈町指定給水装置工事事業者(登録番号順)

指定店名	住 所	電話番号
(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	482-2140
株協和建設	高栄1-2-2	482-2369
(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	482-1066
東陽設備(有)	大空町東藻琴392-14	0152⑥2753
大倉工業株	釧路市光陽町6-6	0154④5176
株共立	釧路市松浦町11-3	0154②0808
総合設備株	釧路市入江町7-27	0154⑤3116
太平洋設備株	釧路市春採5-16-17	0154④3474
後藤工務店(有)	釧路町若葉5-26	0154③2325
第一水道工業株	釧路市入江町8-5	0154③3414
株竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200	0153⑦2144
協和建設工業株	別海町別海旭町131	0153⑤2240
(有)釧路設備工業	釧路市愛国西1-10-8	0154③3178
鋼管建設工業株	美里4-1-20	482-4217
東亜産業株	釧路市川端町6-12	0154⑤9801
株近藤建設	鈴蘭2-1-11	482-1060
株大栄電業	泉4-10-3	482-2677
株佐藤建設工業	高栄2-9-12	482-2357
株ホームクリニックオオサキ	釧路市若松町16-16	0154⑩0039
明盛建設株	桜丘3-1-6	482-1477
(有)細谷設備	中標津町計根別本通東5-20-1	0153⑧2626
株ナカセツ	中標津町桜ヶ丘3-17	0153⑦9442

問い合わせ先/役場水道課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)

エコの すすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



名木ツアーは今年で10周年を迎えました！

町では、地域の象徴として親しまれている木や歴史ある木を後世に残し、伝えていくことを目的に、2006年にエゾヤマザクラやモミジなど14本の木を名木に指定。2007年から町の名木を広く紹介することを目的に毎年、春と秋の2回、名木を巡るツアーを開催しています。春は桜、秋は紅葉を中心に、バスに乗って名木や摩周湖の風景などを町内外の方に楽しんでいただいています。ツアーは今年で10周年。ガイドを行うのは、名木の選考委員長を務めた須田文男さん(87歳・泉5)です。

今年度2回目のツアーとなる秋のツアーは10月9日に行われ、29人が参加。今年度で勇退される須田さんがガイドをする最後のツアーとなりました。名木の選考から携わっていただき、木のエキスパートとして10年間ツアーガイドを務められた須田さんのガイドは、木についての豊富な知識や興味深い説明などが好評で、リピーターも多く、毎回多くの方々から人気を博しました。ツアー終了後、参加者の皆さんからはたくさんのねぎらいと感謝の言葉が須田さんに贈られました。

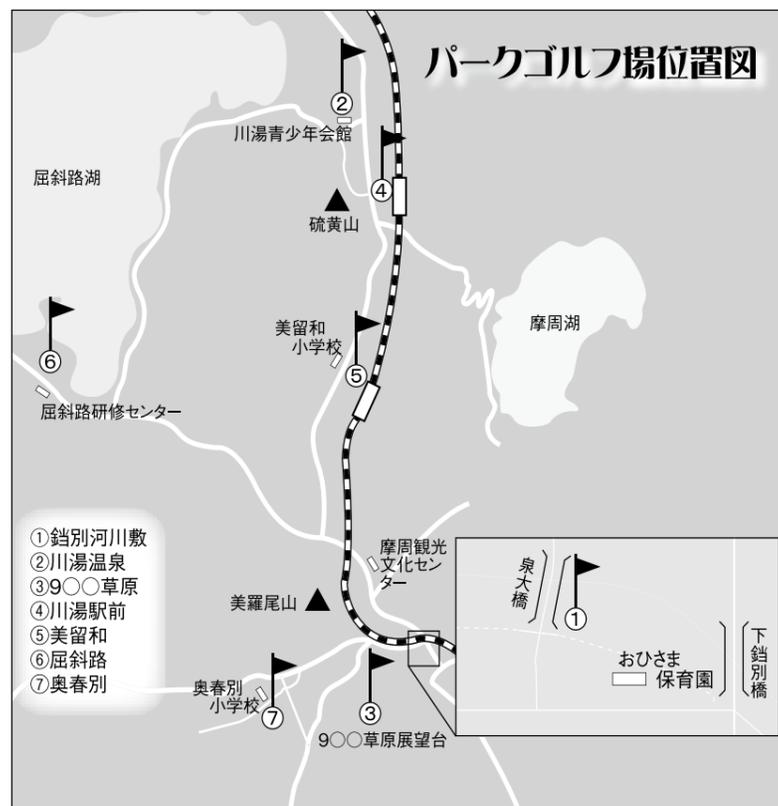


樹齢450年のミズナラ

ガイドを勇退する須田さん

問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

町内パークゴルフ場 今シーズンの終了！！



パークゴルフ場位置図

パークゴルフシーズンも終わりを迎えつつあり、各パークゴルフ場が次のとおり終了します。気象条件によっては、予定より早く終了することもありますので、あらかじめご了承ください。

使用期間終了後にパークゴルフ場を使用すると、芝の生育に影響を及ぼしますので、使用しないようお願いします。

水道凍結の恐れがあるため、10月末をもって閉栓していますので、ご了承ください。

▶施設とクローズ(終了)予定日

- ① 鎗別河川敷パークゴルフ場
台風に伴う土砂堆積により使用不可
- ② 川湯温泉パークゴルフ場 11月6日(日)
- ③ 900草原パークゴルフ場
10月31日(月)(既に終了)
- ④ 川湯駅前パークゴルフ場 11月6日(日)
- ⑤ 美留和パークゴルフ場 11月6日(日)
- ⑥ 屈斜路パークゴルフ場 11月13日(日)
- ⑦ 奥春別パークゴルフ場 11月6日(日)

▶あらためてお願い

- コース上は禁煙です。
- ごみは必ず持ち帰りましょう。

問い合わせ先/役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)



図書館だより

中央2丁目4番1号
☎(よいほんいろいろ)482-1616
開館日/火~金曜日 10時~18時
土・日曜日 10時~17時
休館日/月曜日・祝日・年末年始・図書整理日

☆特集展示

『原作本特集2016』

2016年に公開・放送された映画・ドラマの原作本を集めました。原作を読むことで、作品の新たな面白さを発見できるかもしれません。映画・ドラマ、そして原作も読んで、作品を2倍楽しみましょう！

▼期日/11月1日(火)~11月30日(水)

▼場所/特集展示コーナー

☆図書館用バッグを

「」持参ください

雨などで本が濡れて、傷んでしまうことがあります。図書を持ち帰るためのバッグをご用意ください。ご協力をお願いします。

▼今月の休館日/3日(木)(文化の日)

7日(月)・14日(月)・21日(月)・23日(水)(勤労感謝の日)・28日(月)

新刊案内

Eatrip 北海道・おいしい一人旅

HBC「Eatrip」製作班/編



『あなたは、旅に何を探しますか?』 絵本作家・そらが案内する、おいしくて楽しい一人旅。そこには、北海道の食と人、そして、それらを育む原風景が広がっています。

おすすめの 新刊

- 「失踪者」 下村 敦史/著
 - 「農ガール、農ライフ」 垣谷 美雨/著
 - 「子どもとスマホ」 石川 結貴/著
 - 「起業を考えたらず必読必読本」 井上 達也/著
 - 「カンタンおしり体操」 松尾タカシ/著
 - 「ゼロ・ウェイスト・ホーム」 ペア・ジョンソン/著
 - 「森は怪しいワンダーランド」 田中 淳夫/著
 - 「手作りカードアイデアブック」 河出書房新社/編集
 - 「ギネス世界記録2017」 クレイグ・グレンディ/編
 - 「いたずらえほんがたべちゃった!」 リチャード・バーン/作
- たくさんのお待ちはお待ちしています!

移動図書館(図書館バス)

Aコース 運行日/11月17日(木)
12月1日(木)・15日(木)・29日(木)

停車場	停車時間
摩周丘幼稚園	9:00~9:45
旧昭栄小学校	10:00~10:20
屈斜路コタン	11:20~11:40
和琴小学校	12:40~13:10
川湯支所	13:45~14:05
わんぱくクラブ・川湯農村センター	14:10~14:30
川湯温泉駅前	14:40~15:00
すずらんこども館	15:30~16:00

Bコース 運行日/11月10日(木)・24日(木)
12月8日(木)・22日(木)

停車場	停車時間
摩周丘幼稚園	9:00~10:00
美留和小学校	10:20~10:50
川湯保育園	11:10~11:30
川湯支所	11:40~12:00
川湯小学校	13:00~13:30
奥春別小学校	14:25~14:55
奥春別森の保育園	15:00~15:20
みはらし台こども館	15:30~16:00

おはなしはらっぱ

- テーマ 『ねむいねむいねずみのおはなし』
- ☆5日/『おなががすいた』『あきいろおさんぽ』『おおきなおおきな木』
 - ☆12日/『あまやどり』『ながーいおはなのプタくん』『おおきくおおきくおおきなあれ』(紙芝居)
 - ☆19日/『おばけたち』『ゴリラのおとうちゃん』『いたずらジャック』
 - ☆26日/『なきむしぼうや』『おとうさんですよ』『うしはどこでも「モー!」』
- 時間/午後1時~ 場所/町図書館
おはなしはらっぱ/毎週土曜日 午後1時

期限内の返却にご協力ください

図書館の本の貸出期間は2週間までとなっていますが、期限を過ぎても返却されない方が増えています。借りている本に予約が入っていない場合、貸出期間を1回のみ延長することができ、返却期限内に手続きをお願いします。手続きをした日から2週間、返却期限を延長できます。延長の手続きは電話でも受け付けています。※予約が入っている場合は延長できませんので、ご了承ください。※延長後、さらに再貸出しすることはありません。ご理解・ご協力をお願いいたします。

スリップ注意！スピードダウンと 早めのブレーキで事故防止！

- 冬の交通安全運動の重点事項**
- 高齢者の交通事故防止
 - 凍路面などのスリップによる事故の防止
 - 飲酒運転の根絶

- 冬の交通安全運動を実施します**
- 11月11日(金)～20日(日)の間、冬の交通安全運動が実施されます。
- 交通安全運動は、道民の皆さん一人一人に交通安全意識の高揚を図ることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。
- 凍結路面での事故を防ぐため、早めに冬タイヤに交換しましょう。
 - 横断歩道を渡る時は、左右を確認しましょう。
 - 夜道を歩くときは、明るい服装で夜光反射材を身につけましょう。



摩周 周一 〇番

冬の交通安全運動を実施します

期日／11月16日(水) 場所／町公民館

▶優良講習／11時30分 ▶一般講習／13時
▶違反講習／9時 ▶初回講習／14時30分

※講習は、警察署で免許更新の手続きを済ませた後に受講してください。

自動車運転免許の更新時講習

弟子屈警察署
所在地交番
☎482-2110

川湯駐在所
☎483-2151

弟子屈警察署ホームページ <http://www.teshikaga-syo.police.pref.hokkaido.jp>

地域安全 ニュース

平成28年11月発行 第230号
弟子屈地区防犯協会連合会
☎482-2110(弟子屈警察署内)

振り込め詐欺の被害に遭わないために

「携帯電話の番号が変わった」「会社のお金を落とした。今日中にお金が必要」

オレオレ詐欺
家族を名乗る者から、突然お金を用立てしてほしいと電話があったら要注意！

「有料サイト利用料が未納です」「コンビニで電子マネーを買って支払ってください。」

架空請求詐欺
購入した電子マネーの番号を教えてと言われたら要注意！

「医療費の還付金がある」「今日中に手続きが必要。携帯を持ってATMへ行ってください。」

還付金詐欺
還付金などの手続きを電話で通知することはありません。携帯電話を持ってATMへは詐欺です。

現金を「送る」「手渡す」「振り込む」前に、家族や警察相談電話#9110に相談しましょう。
普段から家族と連絡を取り合い、家族だけに分かる合言葉を決めておきましょう。

トラクターの盗難に注意！

弟子屈警察署管内でトラクターの盗難事件が発生しています。窃盗集団などによる犯行の可能性もあることから、今後連続発生することも考えられます。

- トラクターは可能な限り、倉庫などに格納するようにしてください。
- 不審者や不審車両を発見した場合は、警察署まで連絡してください。



灯油盗難の防犯対策

- ホームタンクには、鍵付きの給油口キャップや送油管カバーなどの器具を取り付けましょう。
- ポリタンクは、鍵のかかる保管場所に保管しましょう。



▶ NHK 川湯ラジオ第一中継放送所 ▶ NHK 屈斜路ラジオ第一中継放送所

ラジオ第一の放送をFM受信機でお楽しみ下さい。

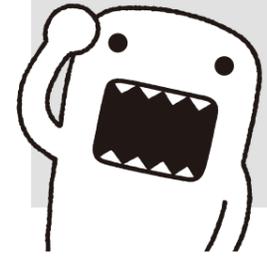
11月18日(金) 開局予定!

▶ NHK 川湯ラジオ第一中継放送所

84.1 MHz 主な放送エリア…川湯地区

▶ NHK 屈斜路ラジオ第一中継放送所

81.6 MHz 主な放送エリア…屈斜路地区



テレビやラジオの受信に関する技術的なお問い合わせ

0570-00-3434

午前9時～午後8時
※年末年始を除く土日・祝日も受け付けております。

NHK 釧路放送局

アイヌの自然

森の中で甘い香りを感じたら、カツラの木があるはず。秋になり、ハート形の葉が黄色く変わって落ち始めると、マルトールという芳香成分が増すためとみられています。巨木になることから、丸木舟の材料となりました。成長が遅い分、木目が密になる幹の北側が底になるように彫り上げたそうです。

アイヌ語ではランコといい、美幌峠に続く国道243号の弟子屈町側起点「ウランコシ」という地名は「カツラが生えているところ」という意味です。



EMC通信

～川湯の森から～

あるとき、老婆が住んでいたコタン(村)が争いに巻き込まれ、彼女は孫である男の子を連れて逃げ出しました。野山を歩いているうち、

訪問客が増えると水量も増える？

摩周湖は水位変動がほとんどないといわれます。年間数値として、流出入がほぼ同量であることを表しています。蒸発や地下水として湖水は流れ出し、直接湖面に降る雨雪と、周りを取り囲むカルデラ壁に降った雨の浸透が流入経路として挙げられます。それに加え、摩周湖の水がたまる一因には、老婆の涙が含まれているのかもしれない。

しまったのです。泣きながらカムイト(摩周湖)にたどり着いたところで力尽き、カムイヌプリ(摩周岳)の許しを得て休んでしまった。悲しみのあまり、そのまま島になってしまいました。それから、この島を訪ねる人がいると「孫が来た」といつてうれし泣きするので、晴天のときでも急に霧がかかったり雨が降ったりするのです。

川湯エコミュージアムセンター(EMC) ☎483-4100
URL http://www6.marimo.or.jp/k_emc/ 11月は9:00～16:00開館 毎週水曜日休館

秋空の下 心地よい汗
第38回美羅尾山ろく完走マラソン大会



選手代表による選手宣誓(上)
1キロの部が元気にスタート(下)

第38回美羅尾山ろく完走マラソン大会(教育委員会主催・スポーツ推進委員協議会主管・弟子屈防犯協会後援)が10月10日、193人が参加して開催されました。

1キ、3キ、5キの3コースで、それぞれ一般とファミリーの部に分かれて完走を目指しました。上位の結果は次のとおりです。(敬称略)

□らくらくコース(1キ)

- ▼1位/坪井 紗愛 4分32秒
- ▼2位/野表 優陽 4分39秒
- ▼3位/鈴木 哲平 5分03秒
- ▼4位/大嶋 歩純 5分08秒
- ▼5位/大嶋 景奈 5分13秒
- ▼6位/更科 心優 5分22秒
- ▼7位/田本 輝 5分23秒

▼8位/三上 葉月 5分25秒

▼9位/藤原 小桜 5分25秒

▼10位/在津 咲幸 5分52秒

□ほのぼのコース(3キ)

- ▼1位/山家 裕樹 11分26秒
- ▼2位/古館 桃奈 12分09秒
- ▼3位/中澤 歩夢 12分34秒
- ▼4位/高橋 吏玖 12分55秒
- ▼5位/池上知乃新 13分16秒
- ▼6位/中村 悠希 13分30秒
- ▼7位/太田 愛菜 13分35秒
- ▼8位/住田 茉莉 14分02秒
- ▼9位/上村 晃太 14分11秒
- ▼10位/入仲 健誠 14分20秒

□さわやかコース(5キ)

- ▼1位/保里 彰悟 18分59秒
- ▼2位/藤森 友斗 19分07秒
- ▼3位/坂上 聖悟 19分49秒
- ▼4位/高橋 一哲 20分22秒
- ▼5位/三浦 和樹 20分45秒
- ▼6位/有岡 大 20分55秒
- ▼7位/山名 恭央 21分22秒
- ▼8位/土田 渉介 21分46秒
- ▼9位/工藤 瑞希 22分01秒
- ▼10位/木村 龍太 22分12秒

キッズマラソン2016
スポーツクリニック
マラソン教室を開催します

- ▼日時/11月26日(土) 13時~16時
- ▼場所/摩周観光文化センター
- ▼内容/走り方やストレッチング、体幹トレーニングなど

▼講師/ラル・アスリートクラブ 馬場友也氏

▼対象/町民の方

▼参加料/無料

▼申し込み締め切り/11月18日(金)

▼申し込み問い合わせ先/町教育委員会社会教育課体育振興係 ☎482-2948(課直通)まで。

生涯学習だより

発行/町教育委員会社会教育課 ☎482-2948(課直通)

公民館講座の参加者募集

①「花モチーフのポーチ」づくり
簡単にできる、かわいらしいポーチを作ります。

▼日時/11月17日(木)
・24日(木)の全2回
・いずれも10時~正午

▼場所/町公民館 研修室

▼講師/高橋加代子氏

▼参加料/1千円(材料費)

▼持ち物/裁縫道具・ものさし

▼定員/15人

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

▼申込締切日/11月10日(木)

②「そば打ち講座」
今年の年越しそばは、自分で打ってみませんか。

▼日時/11月26日(土) 13時~16時

▼場所/JA摩周湖 3階ホール

▼講師/JA摩周湖販売課課長 鈴木浩氏

▼参加料/1千500円(材料費)

▼持ち物/エプロン・タオル・三角巾

▼定員/10人

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

▼申込締切日/11月16日(木)

▼申し込み問い合わせ先/町公民館 ☎482-2340まで。



お花のようなポーチ

地域の皆さんありがとう!
開館50周年記念公民館ミニコンサート

第4回公民館ミニコンサートが10月15日、町公民館で行われました。

今回は公民館開館50年を迎える節目の記念コンサートとして、摩周子どもおこと教室受講生と指導者の生田流琴友会(辻谷武喜代表)、川上シンフォニアウインドアンサンブル(阿部良明代表)の皆さんのほか、特別ゲストとして弟子屈中学校(杉山稔校長文化祭合唱コンクール入賞クラス)の皆さんが出演。摩周子どもおこと教室の皆さんは「チューリップ」「さくらさくら」など5曲を演奏し、稽古の成果を発表しました。弟子屈中学校2年B組と3年A組、B組の皆さんは、息ぴったりの素晴らしいハーモニーを聴かせました。最後飾った川上シンフォニアウインド

「生きがい講座」で
学んでいます



弟子屈学級の室内ゲーム(上)
川湯学級の施設見学(下)

弟子屈学級では10月4日「室内ゲームを楽しくもう」をテーマに、奥春別交流センターで交流会を行いました。交流会には学級生46人が参加。クイズやボール運びリレーなどで盛り上がりました。昼食には奥春別地区の学級生が作った豚汁をいただきながら、楽しいひとときを過ごしました。

川湯学級では10月20日「近隣市町村を学ぼう」をテーマに施設見学を実施。標茶町郷土館や釧路市の北海道新聞釧路工場などを見学しました。

地域巡回スポーツ教室
参加者を募集します

▼期日/場所

- 仁多会場/11月7日(月) 仁多交流センター
- 川湯会場/11月9日(水) 川湯青少年会館
- 奥春別会場/11月10日(木) 奥春別小学校体育館
- 南弟子屈会場/11月16日(水) 旧昭栄小学校体育館
- 弟子屈会場/11月17日(木) 弟子屈小学校体育館
- 屈斜路会場/11月22日(火) 屈斜路研修センター
- 美留和会場/11月24日(木) 美留和小学校体育館

▼時間/19時~20時30分

▼講師/スポーツ推進委員ほか

▼種目/ミニテニス・キンボールほか

▼対象/町内にお住まいの3歳~成人

▼参加料/無料

▼申込締切日/開催日の2日前

※参加者が少数の場合は開催しませんのであらかじめご了承ください。

▼申し込み問い合わせ先/町教育委員会社会教育課体育振興係 ☎482-2948(課直通)まで。

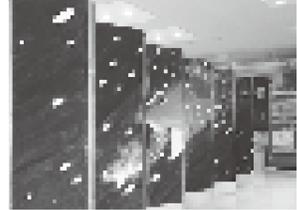


弟中3年A組の合唱(上)と川上シンフォニアウインドアンサンブル

公民館ロビー展

公民館講座「摩周焼陶芸受講生作品展」が、10月4日(土)に開催されました。講座受講者27人の皆さんのマグカップや皿など、一つ一つ味のあるオリジナル作品が展示されました。

10月14日(土)31日には、弟子屈中学校文化祭で制作・展示された「ダブルイメージボード展」を開催しました。ダブルイメージボードは、見る角度を変えると2種類の絵を見ることができる作品。訪れた方は「見える、見える、面白い」と言っている、面白ささまざまな角度から楽しんでいました。



2回楽しめるダブルイメージボード

第3回道東地区
選抜野球弟子屈大会

町体育協会主催の第3回道東地区選抜野球弟子屈大会が10月1・2の両日、町営球場と弟子屈高校グラウンドで開催されました。大会には、道東地区選抜8チーム130人が参加。1回戦終了後には、日本ハムファイターズによる野球教室も開催されました。

大会の結果は次のとおりです。(敬称略)

▼第3位/弟子屈中学校

▼敢闘選手/石島叶人 (弟子屈中学校1年)



大活躍した摩周ジャガーズの選手たち

摩周ジャガーズが優勝

釧路町ライオンズ杯争奪少年野球大会が10月8・9の両日、釧路町運動公園野球場で開催され、摩周ジャガーズが出場。1回戦から順当に勝ち上がり、決勝戦では、標茶ジャイアンツ相手に促進ルールによる延長戦の上、11対8で見事、優勝。団員が少ない中での快挙となりました。

森や木と親しむ6日間

2016弟子屈町木育週間



子ども木育デーで伐採のお手伝い



創造力が養われる木のおもちゃでの遊び

2日には、北海道認定木育マイスターの萩原寛暢さんを講師に小学生を対象とした木育プログラム「木で遊ぼう！子ども木育デー」を開催。9人が参加しました。午前中、美留和地区の国有林で林業の仕事を見学。午後からは林業多目的センターに移動し、木の枝を使ったカスターネット作りや、草木染め、火おこしなど、さまざまな体験を楽しみました。

期間中、町林業多目的センターに木のおもちゃや、森や木工などに関する絵本を用意して一般開放。木製の玉が入った木の砂場や木馬などたくさんのおもちゃに、訪れた親子連れや幼稚園児、保育園児などが歓声を上げていました。

つても、大切な取り組みです。

町では、木育への取り組みの一環として、10月2日～7日に木育週間を開催しました。木育は北海道生まれの取り組みで、子どものころから木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む活動です。森林に囲まれ、共生してきた本町にと

農と食の大切さを学ぶ

和琴小学校の農園活動・収穫祭



慎重にメロンを収穫する児童



学校農園で収穫した農作物で児童が作った料理に舌鼓

この日は、農園で採れたジャガイモ、ニンジン、玉ネギを使い、児童がカレーライスと肉じゃがを調理。農園で採れた枝豆とパンプキンシード(カボチャの種)、メロンと共に振る舞われ、招待された皆さんと児童が一緒に楽しみました。

和琴小学校(鳴海厚校長)で9月15日、児童が育てたメロンの収穫が行われました。同校では学校活動の一環として、敷地内の農園でさまざまな野菜を育てています。メロン栽培には、地域で摩周メロンを生産する金刺登さんの指導協力の下、15年ほど前から取り組んでいます。今年は13玉実り、この日はそのうちの6玉を収穫。糖度計を使っての測定も行いました。収穫したメロンは、給食の時間においしくいただきました。また、10月7日には収穫祭が行われました。農園で今年も無事に農作物を収穫できたことを祝う行事で、農園活動でお世話になった方や保護者の方を招いて毎年行われてい

町の話



町の話

町の話



町の話

移住希望者をサポート

北海道暮らしフェア2016



移住アドバイザーの話に聴き入る来場者の皆さん



地域おこし協力隊員も実体験をもとにアドバイス

町では今後も、首都圏や関西での移住説明会で相談や情報提供を行うとともに、希望者の方の移住実現へのサポートを行っていきます。

会場には37団体が参加し、多くの移住希望者の方が来場しました。町のブースでは担当職員のほか、町移住アドバイザーと地域おこし協力隊員が対応。両会場合わせて約50人の方が相談に訪れました。相談内容は冬の生活や子育て、雇用などについてが多く、写真や資料を用いながら相談に応じました。相談者の年齢層は、移住してのんびりと過ごしたいという高齢の方や、本町で起業したいという若い世代の方まで幅広く、中には何度も来町して具体的に移住を検討されている方もいて、非常に手応えを感じられる相談会となりました。

北海道に移住を希望する方を対象とした相談会「北海道暮らしフェア2016(北海道移住促進協議会主催)」に、町も参加しました。今年度は、10月9日に大阪会場、10月10日には名古屋会場へ出張し、移住希望者の方の相談の対応や情報提供を行いました。イベントには市町村や企業などが出展。大阪会場には58団体、名古屋会場には37団体が参加し、多くの移住希望者の方が来場しました。

交通安全に気を付けて

交通安全運動推進協議会による旗の波街頭啓発
明盛建設(株)による旗の波街頭啓発



メッセージ入りのしおりを手渡し交通安全を呼びかける奥小児童ら



安全旗を手に安全運転をPR

道行くドライバーに安全運転を呼び掛ける街頭啓発を行いました。社会貢献活動として、秋の全国交通安全運動期間に合わせて毎年行っています。この日は約40人が参加。旗の波活動を行い、道行くドライバーなどに安全運転を促しました。

弟子屈町交通安全運動推進協議会(会長・徳永町長)主催の旗の波街頭啓発が、秋の全国交通安全運動初日の9月21日、摩周観光文化センター前の国道391号沿いで行われました。同運動期間(9月21日～30日)に合わせて毎年行われているものです。弟子屈町交通安全協会や女性ドライバークラブ、自治会、老人クラブなどから約80人と奥春別小学校の児童18人が参加。安全旗を振って行き交うドライバーに交通安全を呼びかけたほか、啓発品や同校児童手作りのしおりを手渡しして交通事故防止を訴えました。9月30日には、明盛建設(株)藤田利道代表取締役の皆さんが、道の駅摩周温泉近くの国道241号沿いで、

10月6日
弟子屈の魅力为全国へ
日本郵便がオリジナルフレーム切手を贈呈



日本郵便(株)北海道支社が発売したオリジナルフレーム切手「魅惑の大地 TESHIKAGA」が10月6日、町と一般社団法人摩周湖観光協会(中嶋康雄会長)に贈呈されました。10月12日に本町で開催された第5回全国道の駅連絡会総会・シンポジウム・道の駅祭りに合わせて作成されたもので、発行部数は1,500シート。摩周湖や屈斜路湖といった町内の観光名所を題材とした切手10枚で構成されています。釧路地区連絡会統括局長の佐藤太一釧路東郵便局長は「切手を通して弟子屈の魅力を最大限PRしたい」と話していました。

10月6日
詐欺被害に遭わないように気をつけよう
泉喜楽会が警察署員を講師に講演会開催



老人クラブ泉喜楽会の皆さんが10月6日、警察署員を講師に迎えて講演会を開催しました。高齢者がターゲットとなりやすい特殊詐欺被害を未然に防ぐため、いざというときの対応などを学ぼうと開催されたもので、28人が参加しました。講師は弟子屈警察署生活安全課の阿部巡査部長。「詐欺被害に遭わないために」と題し、突然の来訪者や不審電話への対応について説明しました。また、交通安全面では歩行者や自転車の方が注意する点についても説明があり、参加者の皆さんは熱心に聴き入っていました。

10月7日～16日
弟子屈産ワインと地場産品の料理を楽しんで
町内6店舗でエビイロウィークエンド開催



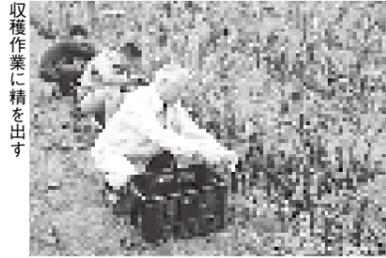
弟子屈産のブドウ「山幸」のワイン「葡萄色の旦」と、地場産の食材を使った料理を味わうイベント「葡萄色の週末(エビイロウィークエンド)」が10月7日～16日に行われました。弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会(会長・徳永町長)が主催したもので、生産2期目となる今年のワインは約200本で市販するには数が少ないため、多くの方に味わってほしいと町内飲食店に呼びかけて開催されました。参加したカフェパルCOVO、すずめ食堂&バル、屈斜路ユースゲストハウスわこちカフェ、food & bar DOMANI、御食事処ぼっぼ亭、PUKA PUKAが、摩周ポークや摩周そばなど地場産品を使った限定メニューと共にワインを提供。多くの方でにぎわいました。

10月6日
屈斜路カルデラ自然ふれあい推進協議会
摩周岳登山道で今年度2回目のササ刈り



川湯エコミュージアムセンターを運営している屈斜路カルデラ自然ふれあい推進協議会(会長・徳永町長)を中心とした関係機関の皆さんが10月6日、摩周岳登山道の整備を行いました。毎年、初夏と秋の2回、登山道入り口から西別岳への分岐点となる片道約5.6キロの間で実施されているものです。弟子屈町森林組合の皆さんが機械でササや伸び切った草を刈り、参加者の皆さん25人が5グループに分かれ、熊手で登山道中央部に寄せ集めていきました。また、台風の影響で登山道にかかってしまった倒木を撤去する作業も行われ、歩きやすい登山道となりました。

10月17日
来年の「葡萄色の旦」に向けて
ワイン醸造用ブドウを収穫



ワイン醸造用ブドウの収穫が10月17日、町民農園などで行われました。町では2009年から、ワイン用ブドウの栽培を行っています。町民農園と協力農家合わせて5,000平方メートルの畑で、寒冷地に適した「山幸」という品種、約1,000本を栽培。一昨年から醸造を依頼し、昨年、弟子屈産山幸のワイン「葡萄色の旦」が誕生しました。今年は夏に天候不順が続いた影響で糖度は昨年より低いものの、昨年の1.5倍となる450キロを収穫。ワイン醸造のため池田町に運ばれました。

10月9日
屈斜路湖のためにできることを
KFCが和琴半島で清掃活動



KFC(屈斜路フィッシングクラブ・北林勉会長)の会員28人が10月9日、和琴半島で清掃活動を行いました。今年は台風7号・11号・9号の影響により、和琴半島の遊歩道が流木などで覆われ通行できない状態となっていたため、屈斜路湖での釣りを愛する道内外の同会員が駆けつけ、清掃活動を行いました。清掃後は人が歩いて通れる状態に回復。会員の皆さんは「屈斜路湖のために、釣り人である自分たちが、今後もできることをコツコツ行っていきたい」と話していました。

9月17日
摩周・屈斜路パークボランティアの皆さんが協力
アカエゾマツの森でクラフト材料拾い



阿寒国立公園川湯地域で自然保護活動などを行っている摩周・屈斜路パークボランティア(金井秀明会長)の皆さんが9月17日、川湯園地やアカエゾマツの森で、ネイチャークラフトの材料集めを行いました。川湯エコミュージアムセンター内のクラフト(制作)コーナーに置くためのもので、この日はアカエゾマツのマツボックリや木の枝、ドングリなどを拾いました。参加した皆さんは「自分たちの身の周りのものでも、クラフト材料として使ってもらえるのだと感じた。生活する中でも気にかけていきたい」と話していました。

カメラスケッチ
広報が行く!!

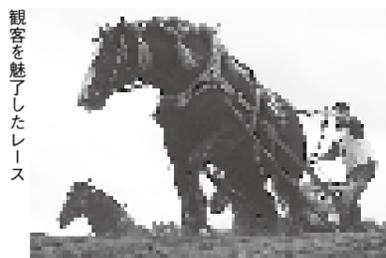


このページは皆さんからの情報で作られています。どのような情報でもすぐにかかけます。お気軽にご連絡ください。



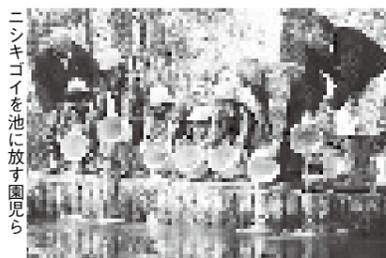
まちづくり政策課政策調整係 ☎ 482-2913 (課直通)

9月25日
町内外から愛好家が集まる
熱戦続きの摩周湖ばん馬大会



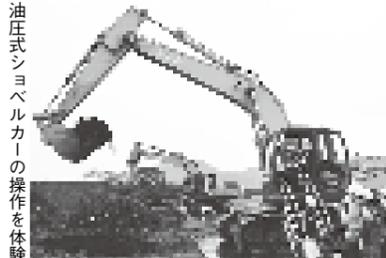
第8回摩周湖ばん馬大会(摩周湖馬友の会主催)が9月25日、摩周馬場で開催されました。ばん馬文化の継承と地域活性化を目的に毎年開催されています。今年も道内各地から約100頭が集まり、馬齢や重量別の階級に分かれて迫力のあるレースを繰り広げました。また、来場者が騎手になれるオーナーレースや、中学生以下のお子さんによるポニーレースも行われました。会場では、ポニーとのふれあいコーナーや抽選会などのイベントも用意され、多くの方でにぎわいました。

9月21日
もっとみんなに親しまれる水郷公園に
弟子屈建設業協会がニシキゴイを放流



弟子屈建設業協会(辻谷智之会長)の皆さんが9月21日、水郷公園の池にニシキゴイ320匹を放流しました。同公園が開園から20年を経過し、池のコイが減っていることや、町内で開催される全国道の駅連絡会を10月に控え、観光客の皆さんや町民の方にもっと親しまれる公園になってほしいと、放流を行ったものです。この日は摩周丘幼稚園(鈴木光栄園長)の年長児20人が招待され、会員の皆さんと一緒に放流。色鮮やかなニシキゴイをバケツで池に放し、歓声を上げていました。

10月3日
農地保全の大切さを理解してほしい
辻谷建設が小学生向けの現場見学会開催



弟子屈小学校(佐野哲哉校長)の5年生34人が10月3日、美留和地区で国営総合農地防災事業の工事現場見学を行いました。同工事を手掛ける辻谷建設(辻谷智之代表取締役)が、農地保全事業の大切さや建設業に理解を深めてほしいと、社会貢献活動として開催しているもので今回で5回目。児童は工事の概要について説明を受けた後、油圧式ショベルカーの操作や測量、浄化剤を使った汚濁水処理を体験しました。

9月29日
交通事故防止に向けて意識を高め
交通安全指導員道東ブロック研修会



平成28年度交通安全指導員道東ブロック研修会(道交通安全指導員連絡協議会主催)が9月29日、川湯温泉で開催されました。研修会には、釧路、根室、オホーツク、十勝管内の交通安全指導員など約380人が参加。出席者全員で交通事故の犠牲者に黙とうをささげた後、同協議会の渡邊修会長が「交通事故防止に向けて頑張ろう」とあいさつをしました。また、講師に釧路方面本部交通課の加藤貴公課長補佐、実践女子大学の松浦常夫教授を迎え、交通安全に向けた取り組みを学びました。

道東自動車道移動ハネル展を開催

道東自動車道の建設状況や整備効果などについて理解を深めていただくため、移動ハネル展を開催します。

- ▼期日／11月21日(月)～12月1日(木)(火曜日・祝日は除く)
- ▼場所／町公民館
- ▼問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482・2913(課直通まで)。

陸上自衛隊高等工科大学自衛隊高等工科学校学生を募集

自衛官候補生と、平成29年4月採用の陸上自衛隊高等工科学校の生徒を募集します。

- ①自衛官候補生
- ▼応募資格／18歳以上27歳未満の方
- ▼受付期間／随時
- ▼試験日・場所／11月26日(土)、12月17日(土)・釧路駐屯地
- ②陸上自衛隊高等工科学校生徒
- ▼応募資格／中学校を卒業(見込みを含む)した17歳未満の方
- ▼受付期間／11月1日(火)～平成29年1月6日(金)
- ▼試験日・場所／平成29年1月21日(土)・道東経済センタービル
- ※推薦制度もあります。
- ▼問い合わせ先／自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所 ☎0154②1053まで。

生活情報をみなさんにお知らせ!



- 連絡先
- 役場 ☎482-2191
 - 川湯支所 ☎483-2043

保健所で心の健康相談を行っています

釧路保健所では、保健師や精神科医師による心の健康相談(精神保健福祉相談)を行っています。

- ▼保健師による相談電話・面接／月～金曜日の9時～17時
- ▼精神科医師による相談(面接)／11月18日(金) 14時(要予約)
- ▼場所／釧路保健所2階相談室
- ▼予約・問い合わせ先／釧路保健所精神保健福祉係 ☎0154②1233(代表まで)。

無料カウンセリングを行っています

産業カウンセラーによる無料カウンセリングを開催しています。

- ▼対象／ハローワークに求職の登録をしている方
- ▼定員
- 電気設備技術科・20人
- ビジネスワーク科・15人
- ▼申込受付期間／11月4日(金)～12月2日(金)

職業能力開発促進センター受講生募集

釧路職業能力開発促進センターでは、1月受講生を募集します。

- ▼対象／ハローワークに求職の登録をしている方
- ▼定員
- 電気設備技術科・20人
- ビジネスワーク科・15人
- ▼申込受付期間／11月4日(金)～12月2日(金)

休日公証相談を行います

11月23日(木)(勤労感謝の日) 10時～16時

女性の権利強化週間です

女性の権利に関する電話相談を受け付けています。

- ▼相談内容／遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など。
- ▼相談料／無料
- ▼申し込み方法／相談を希望される方は、11月22日(火)までに電話で予約してください。
- ▼予約・問い合わせ先／釧路公証人役場 ☎0154②1365まで。

強化週間の11月14日～20日は、受付時間を延長して対応します。

相談は無料で、秘密は守られます。

- ▼主催／法務省・釧路人権擁護委員連合会
- ▼受付期間
- 11月14日(月)～11月18日(金) 8時30分～19時
- 11月19日(土)・11月20日(日) 10時～17時
- ※通常は(月)～(金)年末年始・祝日を除く(の)8時30分～17時15分
- ※面談による相談は、通常どおり(月)～(金)年末年始・祝日を除く(の)8時30分～17時15分
- ▼相談電話番号／☎0570・

裁判所の調停委員による無料調停相談

調停委員による無料調停相談を行います。

- 070・810(全国共通)
- ▼相談担当者／釧路人権擁護委員連合会所属の人権擁護委員・釧路地方法務局職員
- ▼問い合わせ先／釧路地方法務局人権擁護課 ☎0154③5014(直通)まで。
- ▼主催／釧路調停協会
- ▼日時／11月4日(金) 18時～20時・11月5日(土) 10時～15時
- ▼場所／交流プラザさいわい4階(釧路市幸町9-1)

筆界特定制度をご存じですか

筆界特定制度は、土地が登記された際、土地の範囲を区画した線(筆界)について、現地での位置を特定する制度です。

- ▼相談内容／夫婦関係、遺産相続、土地・建物、金銭貸借、交通事故など家事・民事に関するトラブル。
- ▼相談料／無料
- ▼問い合わせ先／釧路調停協会事務局 ☎070・3149・2273まで。
- ▼詳しくは、最寄りの法務局までお問い合わせください。
- また、法務局のホームページ <http://honukyoku.nji.go.jp/homu2/static/nikkaiTop.html> もご参照ください。
- ▼問い合わせ先／釧路地方法務局登記部門筆界特定室 ☎0154③5027まで。

11月 川湯屋内温水プールからのお知らせ ☎483-2072

- 初心者水泳教室(一般成人)
 - ◇日時／6、13日 14時～14時45分
- がんばれ水泳教室(25メートル泳げる成人)
 - ◇日時／②、4、⑨、11、16、18、⑳、25、⑳日 14時～14時45分
 - ※○は送迎バスあり(13時05分 公民館前発)
- 水中運動教室(一般成人)
 - ◇日時／③、⑩、12、⑰、19、㉒、26日 14時～14時45分
 - ※○は送迎バスあり(13時05分 公民館前発)
- 水中ジョギング教室(一般成人)
 - ◇日時／2、9、16、23、30日 10時30分～11時15分
- ナイト水中ジョギング教室(一般成人)
 - ◇日時／4、11、18、25日 19時～19時45分
- 幼児・小学生父母教室(幼児・小学生教室参加の保護者)
 - ◇日時／6、12、13、19、26日 10時30分～正午
- 幼児水泳教室(幼児4～5歳)
 - ◇日時／6、13日 10時30分～11時15分
- 小学生水泳教室(初めて水泳を習う小学生)
 - ◇日時／12、19、26日 10時30分～11時15分
- フリー教室(町内在住の65歳未満の方)
 - ◇日時／3、4、10、11、17、18、24、25日 10時～正午
- 選手コース(摩周スイミングスクール所属)
 - ◇日時／2、3、4、5、6、9、10、11、12、13、16、17、18、19、23、24、25、26、30日 15時～17時

※上記はあくまでも各教室のお知らせです。一般の方も、ぜひ、お気軽にプールをご利用ください。

- 利用料
 - 小・中・高校生／無料
 - 一般／540円(税込み)
- 休館日
 - 今月の休館日(1、7、8、14、15、20、21、22、27、28、29日)
- 開館時間
 - 10時～17時(水・木・金・土・日)
- 毎月第2・4土曜日は無料開放日!



文化センターガイド

11月 アリーナ町民開放日															
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
区	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
分	休			休	○	○		休					○		休
日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
区	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
分					○		休	休			○	○			休

◎=全面 ○=半面 休=休館日 (時間帯は18:00～21:00です) 10月13日現在の予定ですので、町民開放利用を希望する方は、文化センターにあらかじめお問い合わせください。

- 今月の主な行事予定
- 2・9・30日 摩周ふれあいスポーツクラブ「卓球」
 - 3日 銅根地区ソフトテニスシングルス大会(中学生)
 - 5日 第7回ジュニア防犯王争奪選手権大会
 - 6日 平成28年度銅根地区小学生バドミントン秋季大会
 - 9日 特別養護老人ホーム摩周ミニバレー大会
 - 13日 摩周丘幼稚園お遊戯会
 - 14・16日 弟子屈町民中学校「生きがい講座」弟子屈学級
 - 20日 弟子屈町民卓球大会
 - 26日 ニューススポーツ交流会
 - 27日 摩周杯ソフトバレーボール大会

問い合わせ先 釧路圏摩周観光文化センター ☎482-1811

町営住宅 入居者を募集します

役場では、次の期間で町営住宅入居者を募集します。入居者は、条件を備えている方から、困窮度などに応じて決定します。

- ▶受付期間／11月2日(水)～11月9日(水)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶受付窓口／役場建設課管理係・川湯支所
- ▶入居時期／11月下旬～12月上旬の予定
- ▶入居敷金／住宅料(月額)の3倍の額

※入居要件、入居基準など、詳しくはお問い合わせください。
 ※入居しようとする方、同居しようとする親族などが暴力団員である場合は、入居が認められません。
 □問い合わせ先／役場建設課管理係 ☎482-2941 (課直通)まで。

公募対象住宅一覧表					
団地名・構造	建設年度	規模	月額住宅料	戸数	備考
※泉団地(中層耐火3階建)	H5	3LDK	25,700～50,400円	1	62.1㎡(3階)

注1 ※印の団地は、管理費が毎月200～3,000円程度かかります。(団地によって異なります)
 注2 場合によっては募集内容を変更することがありますので、あらかじめご了承願います。

食育調理実習を開催

弟子屈産の牛乳などを使ったお菓子の調理実習を行います。

- ▶日時／11月25日(金) 13時～15時
- ▶場所／社会老人福祉センター 調理実習室
- ▶内容／ミルククレープ
(クレープを何層も重ねたお菓子)

- ▶参加費／1人400円
- ▶持ち物／エプロン、三角巾、フライパン
- ▶定員／12人(先着順)
- ▶申し込み締め切り／11月22日(火)
- 申し込み・問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎482-2935 (課直通)まで。

発達心理学を分かりやすく

弟子屈町PTA連合会研究大会・弟子屈町生涯学習講演会

第54回弟子屈町PTA連合会研究大会兼平成28年度弟子屈町生涯学習講演会が開催されます。
 今回の講師は、静岡大学大学院の伊田勝憲准教授で、家庭や学校の教育的な営みのよりどころとなる「発達心理学」について、面白く、分かりやすくお話していただきます。たくさんの皆様のご来場をお待ちしています。

- ▶日時／11月19日(土) 9時～11時45分(講演は9時50分～11時35分)
- ▶場所／弟子屈中学校体育館
- 問い合わせ先／弟子屈町PTA連合会事務局(弟子屈中学校内) ☎482-2071
町教委委員会社会教育課社会教育係 ☎482-2948 (課直通)

11月は虐待防止推進月間

町では、児童虐待の予防や早期発見、適切な保護と自立支援を図ることを目的として、弟子屈町要保護児童対策地域協議会を設置しています。「児童虐待の防止等に関する法律」では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない(児童虐待禁止)」と定められています。虐待を受けたと思われる児童を発見した方は、役場福祉子ども課や児童相談所などの関係機関に通告する義務があります。通告者のプライバシーは法律で保護されています。

たかが、夫婦げんかと思っていませんか？家庭内での配偶者間暴力(DV)は子どもへの「心理的虐待」にあたります!!

- ▶児童虐待とは
 - 身体的虐待／殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。
 - 性的虐待／子どもへの性的虐待、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。
 - ネグレクト(育児放棄)／家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど。
 - 心理的虐待／言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で暴力を振るう、夫婦げんかなど。

□連絡・相談先／役場福祉子ども課児童福祉係(要保護児童対策地域協議会対策調整機関) ☎482-2921 (課直通)
 釧路児童相談所 ☎0154⑨3717

11月の町税などの納期限

今月の町税などの納期限は次のとおりです。納め忘れのないようにしましょう。

- ▶固定資産税4期 11月30日(水)
- ▶国民健康保険税6期 11月30日(水)
- ▶後期高齢者医療保険料6期 11月30日(水)

夜間納税窓口の開設

日中、仕事などで役場に
 来られない方々のために、
 次の日程で『夜間納税窓口』
 を開設します。

納税窓口



- ぜひ、ご利用ください。
- ▶開設日／11月16日(水)
- ▶開設時間／午後8時まで
- ▶開設場所／役場庁舎・川湯支所
- 問い合わせ先／役場税務課
☎482-2914 (課直通)まで。

出張年金相談所を開設します！

- ★主催／釧路年金事務所
- ★日時／12月1日(木) 10時30分～14時(受け付けは13時30分まで)
- ★場所／町公民館
- ★予約受け付け／11月25日(金)まで(完全予約制)
- 予約・問い合わせ先／☎0154⑨6000(直通)
- ※年金相談の予約をするためには、基礎年金番号をご確認の上、釧路年金事務所へご連絡ください。後日、予約確認・添付書類などについてご連絡します。

寄附ありがとうございました
 〇ふるさと納税 26件
 ▼現金 合計76万円
 〇てしかが更生保護女性会
 会長 横田 幸子様
 ▼ブロック玩具
 ●放課後児童クラブの子どもたち
 ちに楽しく遊んでほしい。

2016' 年末のイベント案内

★特賞の30,000円は誰の手に!?★ おとくDEチャンスセール

- ▶応募券配布期間／11月15日(火)～12月15日(水)
- ▶実施内容
 - ①期間中「満点カード」1枚(500円)でお買い上げごとに応募券を1枚、もしくは「おとくDEしょう品券」2枚(1,000円)でお買い上げごとに 応募券を1枚配布し、応募された方の中から抽選で賞品を進呈します。
 - ②12月19日(月)厳正に抽選します。
 - ③当選された方には、はがきでお知らせします。賞品交換期限内にスタンプ会事務所までお越しください。
- ▶賞品交換期限／平成29年1月20日(金)

- 【特賞】30,000円分の商品券× 8本
- 【1等】10,000円分の商品券× 10本
- 【2等】5,000円分の商品券× 20本
- 【3等】3,000円分の商品券× 30本
- 【4等】1,000円分の商品券× 80本

※イベント内容について変更の場合がありますので、詳しくは新聞折り込みチラシなどでご確認ください。

協同組合 摩周湖スタンプ会 ☎482-5770 弟子屈町商工会館内

テレビの視聴に関するお知らせ

近年普及しているスマートフォンなどでは、高品質な通信サービスが求められます。そのため、携帯電話で新しい電波の利用を開始することになりました。

携帯電話の新しい電波は、地上デジタルテレビ放送に近い周波数を利用するため、旧型のアンテナ設備などに影響が出る場合があります。(ケーブルテレビや、光ファイバーでテレビをご覧の場合は影響はありません) テレビ映像に影響が出る恐れがあるご家庭には、担当者が説明にお伺いし、必要な場合は対策作業を行います。対策作業に関する費用はかかりません。
 詳しくは、下記までお問い合わせください。

詐欺行為などにご注意を！

- 対策費用は一切かかりませんし、費用を請求することはありません。
- 工事業者は「テレビ受信障害対策員証」を携行しています。不審に思われた際は提示を求め、下記までお問い合わせください。

□問い合わせ先／700MHz(メガヘルツ)テレビ受信障害対策コールセンター ☎0120-700-012 (通話料無料)または ☎050-3786-0700(土・日曜日、祝日、年末年始も受け付け)

Monthly Schedule

日	月	火	水	木	金	土	
記号の見方 健診や子育て相談など 行政相談、人権相談 保育園開放など 子育て支援センター開放など 税の納期など イベント、その他		ひなたぼっこ開放 [2~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	保育園開放「遊んDay」(おひさま保育園/川湯保育園・9:00~) 親子バス遠足「ゆめの森公園」(9:00公民館発・14:00公民館着) 【要事前申し込み】 ベビーマッサージ教室(福祉センター・13:00~14:30)	3 文化の日	ひなたぼっこ開放 [0~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	おはなしはらっぱ(図書館・13:00~) マタニティ教室「助産師講話」(公民館・13:30~15:00)	
6	ひなたぼっこ開放 [0~1歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30 健康相談(役場・10:00~16:00) 母子手帳交付(役場・10:00~16:00)	ひなたぼっこ開放 [2~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	保育園開放「遊んDay」(おひさま保育園/川湯保育園・9:00~) ひなたぼっこ移動開放[0~3歳](川湯ふるさと館・9:30~11:30)	ひなたぼっこ開放 [0~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30 フッ素塗布(川湯保育園・10:00~) ベビーマッサージ教室(福祉センター・13:00~14:30)	ひなたぼっこ開放 [0~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	おはなしはらっぱ(図書館・13:00~) マタニティ教室「助産師講話」(公民館・13:30~15:00)	
13	ひなたぼっこ開放 [0~1歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30 健康相談(役場・10:00~16:00) 母子手帳交付(役場・10:00~16:00)	ひなたぼっこ開放 [2~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	保育園開放「遊んDay」(おひさま保育園/川湯保育園・9:00~) 乳児・1歳半児・4歳半児健診(福祉センター・9:15~) フッ素塗布(福祉センター・10:00~) 夜間納税窓口開設(役場/川湯支所・20:00まで)	道の駅で遊ぼう(道の駅集合・10:00~11:00)※雨天時/すずらんこども館 ベビーマッサージ教室(福祉センター・13:00~14:30) 行政相談(公民館・13:00~15:00) ひなたぼっこ開放[0~3歳](子育て支援センター・14:00~16:30)	ひなたぼっこ開放 [0~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	おはなしはらっぱ(図書館・13:00~) マタニティ教室「マタニティキッチン」(福祉センター・10:30~14:00)	
20	ひなたぼっこ開放 [0~1歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30 健康相談(役場・10:00~16:00) 母子手帳交付(役場・10:00~16:00)	ひなたぼっこ開放 [2~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	23 勤労感謝の日	ひなたぼっこ開放 [0~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	ひなたぼっこ開放 [0~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	おはなしはらっぱ(図書館・13:00~)	
27	ひなたぼっこ開放 [0~1歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30 健康相談(役場・10:00~16:00) 母子手帳交付(役場・10:00~16:00)	ひなたぼっこ開放 [2~3歳](子育て支援センター) 9:30~11:30 / 14:00~16:30	ひなたぼっこ移動開放[0~3歳](川湯ふるさと館・9:30~11:30) マタニティ教室「プレママ交流会」(子育て支援センター・13:30~15:00) 固定資産税4期、国民健康保険税6期、後期高齢者医療保険料6期納期限				

■問い合わせ先 / 健康推進課 ☎482-2935 / 環境生活課 ☎482-2934 / 税務課 ☎482-2914 / おひさま保育園 ☎482-2444 / 子育て支援センター「ひなたぼっこ」 ☎482-5667

● 編集後記 ●

▼育児休業期間を終え、10月から職場復帰しました。▼先日、初めて弟子屈町産ワインをいただきました。約1年半の禁酒期間明けということもあり、一層格別なお味でした。地元食材をふんだんに使ったお料理との相性も抜群。弟子屈の食材の多彩さと提供店のメニューづくりの努力にも敬服です。将来、子どもたちが成人したら地元産のワインでカンパイ、なんて日が来るといいなあ。(小見山)

▼小中学校の文化祭に美羅尾山ろくマラソン...もっぱら「観覧者」として芸術の秋、スポーツの秋を堪能した10月でした。子どもたちの思いがけない底力に驚いたり、うれしくなったり。そして私自身はというと、和琴小学校の収穫祭にエイロウイークエンド、ホテルのシェフを招いての食育調理実習(12月号で紹介します)...と、食欲の秋を満喫したのでした。(宮田)

人のうごき 10月末現在

●人口計 7,631人 (男 3,621人 / 女 4,010人)

●世帯数 3,948世帯 (単身世帯 3 / 2世帯 10 / 3世帯 3)

お誕生おめでとうございませう

大浦 実来ちゃん(恭介朝日2)
藤野 茉結ちゃん(和明泉2)

お悔やみ申し上げます

伊藤 桃野さん(97歳 泉2)
木村 三男さん(81歳 高栄2)
國岡由紀子さん(61歳 鈴蘭4)
本多 榮治さん(93歳 泉4)
森 美知子さん(88歳 高栄3)

ひとつになつたよ



鈴木 さくらちゃん
鈴木 あやめちゃん
平田 琴子ちゃん
北崎 雅雪ちゃん
小笠原 櫻ちゃん
小笠原 遥ちゃん
山名 芽依ちゃん

11月9日は119番の日

消防に対する正しい理解と認識を深めること、防火防災意識を高揚させること、地域ぐるみの防災体制を確立することを目的として、1987年から11月9日が「119番の日」と定められました。皆さんは、いざというとき、慌てず正しく119通報をすることができるでしょうか。通報の際に消防署に伝えることをまとめたので、参考にしてください。

【救急】	【事故】	【火事】
1 場所 (住所や目標となる建物など)	1 場所 (住所や目標となる建物など)	1 場所 (住所や目標となる建物など)
2 患者さんの情報 (氏名・どういふ状況か)	2 けが人の人数	2 何が燃えているのか
3 現在の病気や過去の病気履歴	3 どういふ事故か	3 逃げ遅れた方はいないか
4 通報した方の名前・電話番号	4 車の中に閉じ込められているなど、今の状況	4 通報した方の名前・電話番号
	5 通報した方の名前・電話番号	

※携帯電話からの通報でも、市外局番なしの「119」で弟子屈消防署へつながります。

火事と救急は119番 弟子屈消防署・川湯支署

☎482-2073 ☎483-2216
E-mail teshikaga.fire.119@bird.ocn.ne.jp
kawayufd@smile.ocn.ne.jp

10月12日までの出動件数

火災	弟子屈	2件
	川湯	1件
救急	弟子屈	275件
	川湯	102件

※お誕生、お悔やみは、9/1~9/30に弟子屈町に届け出をされた方のうち、掲載を希望された方のみ掲載しています。弟子屈町以外に届け出をされた方で掲載を希望される方は、役場環境生活課町民係までご連絡ください。